

令和8年度(2026年度) 坂田こども園 重要事項説明書

学校法人大庭学園立西原町公私連携幼保連携型認定こども園

坂田こども園 園長 比嘉 良洋

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人大庭学園
事業者の所在地	那覇市久米1-5-17
事業者の電話番号・FAX	TEL：098-988-0238 FAX：098-988-0239
代表者氏名	理事長 大庭 荒
定款の目的に定めた事業	専門学校および認定こども園及び保育所の運営

2 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園				
名 称	学校法人大庭学園立西原町公私連携幼保連携型こども園 坂田こども園				
所 在 地	〒903-0117 西原町字翁長626番地の1				
施 設 長 氏 名	園長 比嘉 良洋				
開 設 年 月 日	令和5年4月1日				
利 用 定 員		人数			
	1号定員	10名			
	2号定員	100名			
取 扱 う 保 育 事 業	一時預かり保育事業、延長保育事業、園庭開放、子育て相談等				
ク ラ ス 編 成	3歳児クラス (30名)	4歳児クラス (30名)	5歳児クラス (各組30名)		
	はな組	ほし組	つき組	そら組	にじ組

3 施設の目的、運営方針

目 的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う
運営方針	子ども・子育て支援法等の法令を遵守するとともに、幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に基づき、運営する。また、西原町との協定に基づき、西原町の方針を鑑みた教育・保育の実施および「坂田こども園」の運営方針（6項目）を遵守する。

4 職員体制

施設長	1人（常勤）
主幹保育教諭	1人（常勤）
保育教諭	16人（常勤： 16人 非常勤 0人）
事務員	2人（常勤： 2人 非常勤 0人）
調理員・配送員	5人（常勤： 5人 非常勤 0人）
学校医	1人
学校歯科医	1人
学校薬剤師	1人

5 職務内容

- ・本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長（常勤専従） 1人

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。園長不在の時は副園長に権限移譲し、判断及び対処するものとする。

(2) 主幹保育教諭 1人

園長を補佐し、園務を整理し、子育て支援事業を実施するとともに必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

(3) 保育教諭 5名以上（保育教諭の員数は園児数により変動する）

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(4) 事務員 1人 全般的な事務処理を行う。

(5) 法人コーディネーター 1人 教職員人事（社会保険等）の事務処理を行う。

(6) 子育て支援員（保育補助） 若干名

子育て支援員は、一時預かり保育及び保育教諭の業務支援を行う。

(7) 調理員 若干名 園児の給食及びおやつ等の調理、給食業務全般等を行う。

(8) 学校医 1人

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 学校歯科医 1人

学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(10) 学校薬剤師 1人

学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 栄養士 1人

栄養士は、園児の給食及びおやつ献立を作成し、アレルギー対応等、職員及び保護者への食育指導を行う。

6 提供する教育及び保育の内容

- (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体的な諸機能の調和発達を図る。
- (2) 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼を深め、自主、自律及び共同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。
- (3) 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。
- (4) 日常の会話や絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。
- (5) 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。
- (6) 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図る。

7 教育及び保育時間

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間(1号認定こども)

月曜日から金曜日の教育時間	午前8時15分から午後2時15分まで
学校休業日	(1) 土曜・日曜・祝祭日 (2) 春季休業日 4月1日から4月6日 (3) 夏季休業日 7月21日から8月21日まで (4) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直前の土曜日から10月の第2月曜日の直後の水曜日まで (5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月4日まで (6) 学年末休業日 3月16日から3月31日まで (7) 慰霊の日
学 期	(1) 1学期前半 4月7日(火)～7月17日(金) (2) 1期後半 8月24日(月)～10月9日(金) 1学期修了 (3) 2学期前半 10月15日(木)～12月25日(金) (4) 2学期後半 1月5日(火)～3月19日(金) 2学期修了
一時預かり事業 (幼稚園型)	(1) 平日 午後2時16分から午後6時15分まで 土曜日は預かりなし

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(2号認定こども・11時間)

月曜日から金曜日の保育時間	午前7時15分から午後6時15分まで
土曜日の保育時間	午前7時15分から午後6時15分まで
延長保育時間	午後6時16分から午後7時15分まで(平日のみ)
学校休業日	日曜、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)、慰霊の日

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(2号認定こども・8時間)

月曜日から金曜日の保育時間	午前8時15分から午後4時15分まで
土曜日の保育時間	午前8時15分から午後4時15分まで
時間外保育時間	(1) 午前7時15分から午前8時14分まで(平日のみ) (2) 午後4時16分から午後6時15分まで(平日のみ)
延長保育時間	午後6時16分から午後7時15分まで(平日のみ)
学校休業日	日曜、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)、慰霊の日

※病院の通院以外の再登園はできません

8 保育料・利用料

当園の使用料(保育料)は、西原町の保育等の利用者負担に関する条例、令和元年10月1日施行の子ども子育て支援法改訂による保育料とする。

給食食材費、その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるものは以下に定める。

費用の種類	支払いを求める理由	金額
給食費	自園の給食センターで献立した調理を行う。 栄養士の管理のもと、美味しい給食を提供しています。	1号認定児：副食費(月額) 4,500円 主食費(月額) 500円 2号認定児：副食費(月額) 6,000円 主食費(月額) 500円
一時預かり保育	1号認定の利用目的 休暇時利用 (春休み・夏休み等小学校に準じた 長期休暇)	平日：8時15分から14時15分まで 550円(給食250円含む) 14時16分から18時15分まで 450円(おやつ代50円を含む)
時間外保育料	お迎えの時間に間に合わない 場合の利用 ※土曜日の延長保育はなし	時単位 150円(保育料・おやつ代50円を含む) 月額 4,500円
延長保育料		時単位 300円(保育料・おやつ代50円を含む) 月額 3,000円

9 諸会費について

【第1・2・3・4回分】

・保護者会費 月額500円

※年度で4回に分けて徴収しますので、宜しくお願いします。

期間	徴収金額
第1回(4月～6月分)	1,500円
第2回(7月～9月分)	1,500円
第3回(10月～12月分)	1,500円
第4回(1月～3月分)	1,500円

※ 振替手数料(96円)がかかります

10 認定こども園と保護者との連携について

- 1 コドモンによる連絡帳(連絡事項がある場合)、園だより、クラスだより、園内掲示板の活用
- 2 保護者会
- 3 行事や懇談会、アンケートの実施等

11 学校医

医療機関の名称	あいわクリニック
園医名	伊佐 真之
所在地	西原町字池田 766 番地の 2
電話番号	098-946-5558

12 学校歯科医 -

学 校 歯 科 医	上原 喬
所 在 地	西原町字小波津97番地
電 話 番 号	070-3803-2070

13 学校薬剤師 -

学 校 薬 剤 師	草壁 瑞恵
-----------	-------

14 地域防災拠点、広域避難場所

認定こども園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地 域 防 災 拠 点	西原町立 坂田小学校
広 域 避 難 場 所	坂田小学校避難場所

15 緊急時における対応

教育及び保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、坂田こども園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。
※園長不在の場合は、副園長、主幹保育士の順に権限移譲を行い判断する。

16 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画及び防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

防 火 管 理 者	比嘉 良洋
消防計画届出年月日	東部消防署 令和5年3月15日
避 難 訓 練	消火、火災避難訓練（毎月1回） 小学校との合同訓練（年1回）
防 災 設 備	消防直通通報装置、消火器、誘導灯、火災報知器

17 賠償責任保険の加入状況 - 以下の保険に加入、同意します。

保 険 の 種 類	災害共済給付制度（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
保 険 金 額	死亡見舞金 3,000万円（学校の管理下の事由） 1,500万円（通園中の場合） 3,000万円（学校の管理下の事由による突然死）
保 護 者 負 担 額	年額：120円

注：賠償範囲

園では、子どものために誠心誠意をもって教育及び保育し、事故の無いように気をつけますが、万が一の際を考慮し、全園児を対象に、保険に加入致します。事故や怪我を負った場合は、加入している保険の範囲内で治療費をお支払いします。この場合、保護者の医療保険手帳を使わせていただきますので御了承下さい。なお、園児の事故や怪我の場合の保護者の休業補償はできません。

18 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価	実施方法：自己評価ガイドラインに従った方法予定、全職員一斉実施 公表方法：ホームページや園内掲示予定
外 部 評 価	第三者評価受診予定（令和6年、8年） 公表方法：ホームページや園内掲示予定

19 連携施設

①	連 携 施 設 の 種 類	西原町立小学校
	名 称	坂田小学校
	所 在 地	西原町字翁長 626-1
	連 携 協 力 の 概 要	小学校への就学のためのプログラムの実施等
②	連 携 施 設 の 種 類	専門学校（指定保育士養成施設）
	名 称	学校法人大庭学園 沖縄福祉保育専門学校
	所 在 地	那覇市久米 1-5-17
	連 携 協 力 の 概 要	教育及び保育の支援等

20 地域の育児支援について

親が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、子育てしている親自身が自己肯定感を持ち、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられる支援を目指して、地域の関係機関と連携していく予定です。具体的には、以下のような支援事業を行う予定です。

1. 子育て家庭同士の交流の場を提供。
2. 地域の子育て家庭の子育て相談（しつけ、健康、食育指導等）
3. 地域の子育て家庭や子育て支援事業団体へ必要な情報の提供及び助言
4. 子育て支援のマッチアップ（援助を受けたい家庭と当該援助を行う団体や個人との連絡及び調整）
5. 1号認定児の一時預かり事業

21 情報公開及び個人情報の保護について

事業の透明性を確保する為、園の情報をできる限り公開する予定です。この点、園に通う子どもやその保護者、子育て支援事業において知り得た情報等に関して個人情報保護を徹底致します。

22 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	園 長	比嘉 良洋
相談・苦情受付担当者	主 幹	與那嶺 美也子
苦情解決第三者委員		地域の方から2人選出予定

23 秘密の保持について

- ・職員は業務上知り得た園児及びその保護者の秘密を保持する。
- ・特別支援児・子育て支援(相談)を利用した子どもやその保護者の秘密を保持する。
- ・職員でなくなった場合においても秘密を保持する。
- ・園内に設置している見守りカメラについては別に定める運用規定に則りプライバシーに配慮して運用を行う。

24 虐待の防止のための措置について

- ・本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じています。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止の周知
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- ・本園は、保育・教育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等利用園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、西原町こども課・児童相談所など適切な機関に通告を行う。

25 施設利用の開始及び終了

1. 本園の利用については、西原町の利用調整後、坂田こども園利用案内等を確認の上、申込を行うものとする。
2. 本園の利用開始にあつては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用園児の保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。
3. 本園は、次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき
 - (2) 園児の保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 西原町が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
4. 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、当該園児に修了証書を授与する

26 保育時間

(3) 利用時間				
	7:15	8:15	14:00	
1号認定 (月～金)		教育時間(4時間)		
		教育時間(4時間)	一時預かり保育(1回450円) 原則一時的な利用に限る	18:15 19:15
2号認定(標準) (月～土)	保育標準時間(11時間)			
				延長保育 (平日のみ) (1時間300円)
2号認定(短時間) (月～土)	時間外保育 (1時間150円)	保育短時間 (8時間)	時間外保育 (1時間150円)	延長保育 (平日のみ) (1時間300円)
	7:15	8:15	16:15	18:15 19:15
※1号認定は長期休業(春・夏・秋・冬休み)の一時預かり保育料金もあります。 ※2号認定の時間外保育料・園長保育料は月額料金の設定もあります。				

27 その他について

- ・「同意書」※重要事項説明書(別紙参照)
- ・「個人情報に関する同意書」(別紙参照)
- ・「園児の引渡し緊急連絡カード」(別紙参照)

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

認 定 こ ど も 園 名 : 学校法人大庭学園立西原町公私連携幼保連携型認定こども園 坂田こども園

所 在 地 : 〒903-0117 西原町字翁長626番地の1

説 明 者 職 名 : 園 長 比嘉 良洋 印